

甲府市グリーン購入対象物品表（令和4年度）

19区分 150品目

「甲府市グリーン購入調達方針」第3に基づき次のとおりとします。

区 分	品 名	選 択 基 準
紙類	コピー用紙	総合評価値が80以上であること
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率70%以上、白色度70%程度以下
	印刷物	庁内用封筒(長3・角2)は古紙配合率100%のクラフト紙
		塗工紙以外は古紙パルプ配合率、白色度等により算定される総合評価値80%以上
		塗工紙は古紙パルプ配合率、塗工量等により算定される総合評価値80%以上
衛生用紙	トイレトペーパーは古紙パルプ配合率100%	
	ティッシュペーパーは再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されているもの	
文具事務用品 <small>共通事項：環境マーク(エコマーク、グリーンマーク等)の表示がある商品</small>	シャープペンシル	残芯が可能な限り少ないもの
	シャープペンシル替芯	容器に再生材料を使用しているもの
	ボールペン	芯が交換できること
	マーキングペン	消耗品が交換または補充できるもの
	鉛筆	原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
	鉛筆削り(手動)	再使用・再生利用または適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされているもの
	スタンプ台	インク、液が補充できるもの、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	朱肉	
	印章セット	液が補充できるもの
	回転ゴム印	部品に再生材料を使用しているもの
	定規	本体に再生材料を使用しているもの
	トレー	
	消しゴム	古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いもの
	事務用修正具(テープ)	消耗品が交換できるもの
	ステープラー(汎用型)	再使用・再生利用または適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされているもの
	ステープラー針リムーバー	
	ステープラー(汎用型以外)	

区 分	品 名	選 択 基 準
	連射式クリップ	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	クラフトテープ	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であるもの
	粘着テープ(布状)	テープ基材に再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているもの
	製本テープ	再生材料を使用しているもの
	ブックスタンド	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	はさみ	再使用・再生利用または適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされているもの
	カッティングマット	マットの両面が使用できるもの
	テープカッター	本体に再生材料を使用しているもの
	パンチ(手動)	部品に再生材料を使用しているもの
	OAクリーナー(ウエット)	内容物が補充でき、容器に再生材料を使用しているもの、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	OAクリーナー(液タイプ)	内容物が補充でき、容器に再生材料を使用しているもの
	レターケース	
	マウスパッド	本体に再生材料を使用しているもの
	カッターナイフ	
	OHPフィルム	再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上であるもの
	絵の具	
	墨汁	容器に再生材料を使用しているもの
	紙めくりクリーム	
	のり(液タイプ)	
	のり(固形)	内容物が補充、消耗品の交換が可能なもの、または容器に再生材料を使用しているもの
	のり(テープ)	
	フラットファイル	表紙は古紙70%以上、とじ具が樹脂製のもの
	バインダー(チューブファイル)	とじ具の再使用・分別廃棄可能なもの
	つづりひも	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの

区 分	品 名	選 択 基 準
	カードケース	本体に再生材料を使用しているもの
	チャック付ケース	本体に再生材料を使用しているもの
	事務用封筒(紙製)	原紙は古紙パルプ配合率40%以上、バージンパルプを使用する場合、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
	ノート	古紙パルプ配合率70%以上
	インデックス	主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であるもの
	付箋紙	
	額縁	本体に再生材料を使用しているもの
	ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	工事用アルバム	台紙は古紙50%以上、バージンパルプを使用する場合、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
	デスクマット	再生材料を使用しているもの
	名札(衣服取付・首下げ型)	部品に再生材料を使用しているもの
	印箱	本体に再生材料を使用しているもの
	公印	
	鍵かけ	
	パンチラベル	再生材料を使用しているもの
	チョーク	再生材料が10%以上使用されているもの
	グラウンド用白線	再生材料が70%以上使用されているもの
	梱包用バンド	紙の場合は古紙パルプ配合率100% プラスチックの場合は再生材料を使用しているもの
オフィス家具等	いす	修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていること
	机	プラスチックの場合は再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること
	棚	
	収納用什器(棚以外)	木質の場合は間伐材などが使用され、原料として原木が使用されている場合は、その伐採に当たって生産された国又は地域における法令に照らして適正に手続きされたもの
	ローパーテーション	
	掲示板	
	黒板	使用される塗料が、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないもの

区 分	品 名	選 択 基 準
	ホワイトボード	修理や部品交換が容易であること等、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品や素材の再生利用等が容易になされるような設計がされていること
	コートハンガー	
	傘立て	
OA機器 共通事項：国際エネルギースター、省低電力モード、PCリサイクルマークの表示がある商品	コピー機	使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること
	プリンタ	
	プリンタ複合機	
	ファクシミリ	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
	電子計算機(パソコン)	筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること
	ディスプレイ	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること
	磁気ディスク装置	
	スキャナ	
	シュレッダー	
	デジタル印刷機	使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること
	記録用メディア	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
	電池	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
	電子式卓上計算機	使用電力の50%以上が太陽電池から供給し本体に再生材料を使用しているもの
	掛時計	使用される一次電池の個数が可能な限り少ないこと
	トナーカートリッジ	使用済みカートリッジのリサイクルシステムがあり、トナーを除いた再資源化率が使用済製品全体質量の95%以上であるもの
	インクカートリッジ	使用済みカートリッジのリサイクルシステムがあり、インクを除いた再資源化率が使用済製品全体質量の95%以上であるもの
プロジェクタ	光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること	
移動電話等	携帯電話	製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること
	PHS	
	スマートフォン	

区 分	品 名	選 択 基 準
家電製品	電気冷蔵庫等	冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと
	テレビジョン受信機	リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること
	電気便座	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
	電子レンジ	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと
	ストーブ	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること
	ガス温水機器	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
	石油温水機器	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
	ガス調理機器	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
照明	LED照明器具	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること
	LEDを光源とした内照式表示灯	定格寿命は30,000時間以上であることなど
	蛍光ランプ	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されているもの
	電球形状のランプ	
自動車等	庁用自動車	国の基本方針の判断基準を参考にする
	E T C 対応車載器	
	カーナビゲーションシステム	
	タイヤ	
	エンジン油	
消火器	消火薬剤に再生材料が重量比で40%以上使用されているもの	
制服・作業服	制服・作業服	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂ポリエステル25%以上など
	帽子・靴	

区 分	品 名	選 択 基 準
インテリア・寝装寝具	カーテン	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂ポリエステル25%以上など
	布製ブラインド	
	金属製ブラインド	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
	タフテッドカーペット	未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料が25%以上使用されていること
	タイルカーペット	
	織じゅうたん	
	ニードルパンチカーペット	未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料が25%以上使用されていることなど
	毛布	ポリエステル繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂ポリエステル25%以上など
	ふとん	ポリエステル繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂ポリエステル25%以上など
	ベッドフレーム	各部品に、再生素材を利用していること
マットレス	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂ポリエステル25%以上など	
作業手袋	作業手袋	未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）
その他繊維製品	集会用テント	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用など
	ブルーシート	ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されているもの
	防球ネット	ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用など
	旗	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用など
	のぼり	
	幕	
	モップ	再生材料を25%以上使用しているもの
設備	太陽光発電システム	修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされているなど
	太陽熱利用システム	

区 分	品 名	選 択 基 準
災害備蓄品	ペットボトル飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が5年以上であること ・製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	アルファ化米・乾パン・保存パン	
	レトルト食品	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの要件を満たすこと ア. 賞味期限が5年以上であること イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること ・製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	栄養調整食品、フリーズドライ食品	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が3年以上であること ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	非常用携帯燃料	品質保証期限が5年以上であることなど
	携帯発電機	燃料消費効率が可能な限り高いものであることなど
	非常用携帯電源	<ul style="list-style-type: none"> ・電気容量が100Wh以上であること ・保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること
資材	再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であることなど
	タイル	再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていることなど
	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること
	再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること
	小径丸太材	間伐材であって有害な腐れ、割れ等の欠陥がないもの
建設機械	排出ガス対策型建設機械	国の基本方針の判断基準を参考にする